

イノシシ第二種特定鳥獣管理計画の概要

鳥獣の種類	イノシシ
計画期間	平成 29 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日 (第 12 次鳥獣保護管理事業計画の期間内)
対象地域	香川県全域
目的	農業被害の防止及び生活環境被害の防止 生息頭数を適正な水準に減少させ、その生息地を適正な範囲に縮小させる

○生息状況

階層ベイズモデルによる推定の結果、県内のイノシシの生息頭数は約 20,000 頭から約 40,000 頭、中央値として約 29,000 頭。本土部と小豆島のいずれにおいてもイノシシの捕獲頭数は増加しているが、本土部においては生息頭数が減少していない可能性が高く、より積極的な捕獲の推進が必要である。

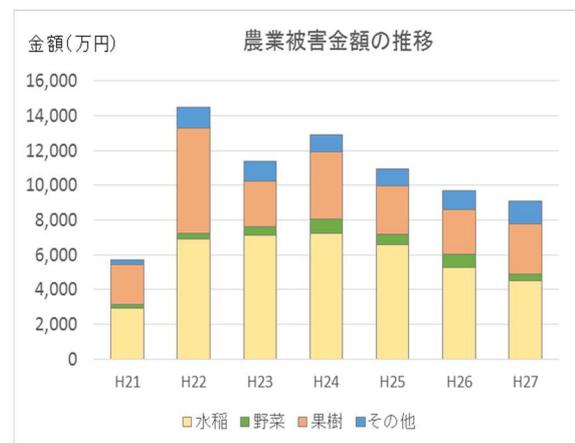
香川県におけるイノシシ推定生息頭数

区分	本土部	小豆島	備考
推定自然増加頭数 (50%信頼限界)	11,779 頭 (9,147 頭~14,887 頭)	690 頭 (565 頭~863 頭)	平成 27 年度末時点
推定自然増加率 (50%信頼限界)	47.1% (34.6%~60.1%)	89.7% (79.7%~99.2%)	//
推定生息頭数 (50%信頼限界)	28,249 頭 (20,870 頭~39,300 頭)	591 頭 (312 頭~998 頭)	//

※小豆島については、根拠となる歴年の捕獲頭数等のデータが少なく推定誤差が大きい可能性がある。

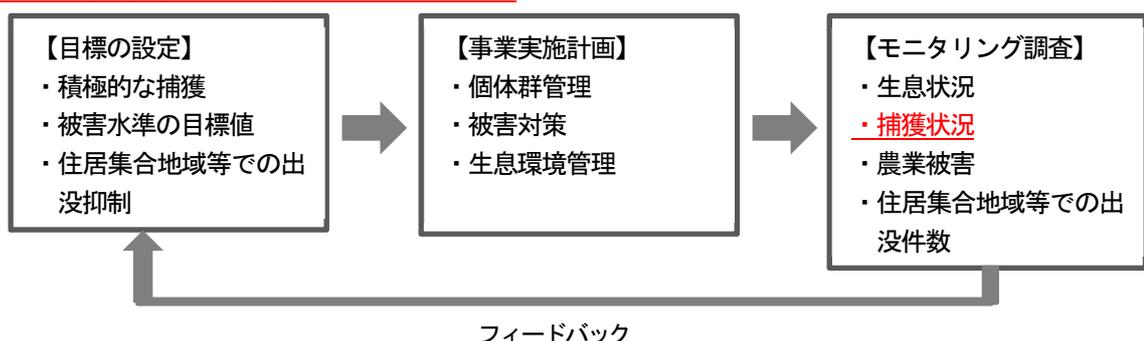
○農業被害

- 平成 27 年度の県内の野生鳥獣による被害金額約 2 億 1 千万円のうち、イノシシによる被害は約 9 千万円であり、全体の約 4 割を占める。
- 侵入防止柵の設置等により、年々被害金額は減少しているが、依然として高い水準にある。
- 作物別には、水稲が約 4 千 5 百万円、果樹が約 2 千 9 百万円と大半を占める。
- また、市街地での生活環境被害も年々増加しており、大きな社会問題となっている。



○適正管理の基本的な考え方

毎年、県内のイノシシの捕獲頭数と出没状況等から階層ベイズモデルによるイノシシの生息頭数の推定と将来予測を行い、年間の捕獲目標や被害軽減目標を設定するとともに、年度ごとに被害対策を検討する順応的管理を実施する。



○具体的な管理目標

区分	内容
※1 個体群管理 目 標	<ul style="list-style-type: none"> ✓ <u>計画期間内に本土部の生息頭数を2万頭に誘導できるよう、積極的に捕獲を推進する。また、小豆島においても、より積極的な捕獲に努める。</u> ✓ <u>※2 住居集合地域等での人的被害の発生を防止するため、計画期間内においては、積極的な捕獲に努め、計画期間内に県民生活に影響がない程度に減少させる。</u>
被害対策 目 標	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 鳥獣被害が発生している全市町で「※3 鳥獣被害対策実施隊」を設置して、被害が恒常的に発生している集落を※4 現状から年間約10%減少させる。

※1 具体的な年間捕獲目標は事業実施計画で設定し、県合計で10,000～12,000頭以上とする。

※2 鳥獣保護管理法第38条第2項に規定する「住居が集合している地域又は広場、駅その他多数の者が集合する場所」をいう。

※3 鳥獣被害防止特別措置法第9条の規定により市町が設置するもので、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲、防護柵の設置などの被害防止対策を実施する。

※4 平成28年度の被害集落数を基準とする。

○個体群管理

・狩猟

狩猟期間中の捕獲を促進するため、狩猟期間の延長等の規制緩和を実施する。

・有害鳥獣捕獲

各市町は、鳥獣被害対策実施隊を編成するなど、積極的に有害鳥獣捕獲を推進する。

・指定管理鳥獣捕獲等事業（イノシシの数の調整を目的とした捕獲）

県は、市町の要望に基づき、住居集合地域等の周辺や離島等において指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。

・「補助者制度」の活用による地域ぐるみの捕獲体制の確立

県及び市町は、※1 法人に対する許可については「補助者制度」を活用する等、捕獲体制の確立に努める。

※1 鳥獣保護管理法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体、第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者その他適切かつ効果的に第1項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人」をいう。

○被害対策

・侵入防止柵等の普及

集落柵や、必要に応じて個別柵を組み合わせるなど、効果的な方法を選択し設置するほか、緩衝帯の整備を推進する。

・地域一体となった防除体制の推進

市町は、鳥獣被害対策実施隊に前述の「補助者制度」を活用するなど、狩猟者以外の地域住民の防除への参加を促す。また、集落を中心とした防除体制を構築するため、集落で指導的な役割を果たす人材の育成に努める。

○住居集合地域等での対策の推進

住居集合地域等に出没するイノシシ対策として、出没が多い地域での侵入防止柵等の設置を推進する。また、「イノシシ等が出没したときの対応マニュアル」及び現場対応の基本的な考え方を定めた「市街地イノシシ緊急対応ガイドライン」に基づき、県及び市町、警察署等の関係機関が連携し、被害の発生及び拡大を防止する。

また、市町及び警察署等から報告される通報連絡票等の出没情報の集約を行い、「香川県野生鳥獣対策システム」に地図情報として取りまとめ、関係機関との情報の共有化を行う。「出没集中区域」が発生した場合には、その情報を市町及び警察署等に情報提供するとともに、市町と協力して現地確認を行い、対策について市町に助言を行う。

○モニタリング調査

・生息状況調査

出猟カレンダー調査や捕獲状況調査を行い、得られたデータから階層ベイズモデルにより生息頭数を推定する。

・農業被害調査

農業被害の発生状況を把握する。得られたデータは、各種対策の効果検証や個体群管理の判断材料として活用する。

・住居集合地域等に出没するイノシシ

「イノシシ等が出没したときの対応マニュアル」に基づき、市町及び警察署等から報告される通報連絡票を取りまとめ、その増減及び傾向を把握するとともに、通報連絡票等の出没情報の集約を行い、「香川県野生鳥獣対策システム」に取りまとめ、「出没集中区域」の把握に努めるとともに、個体群管理や被害対策の判断材料として活用する。